

速度取締り指針（三豊警察署）

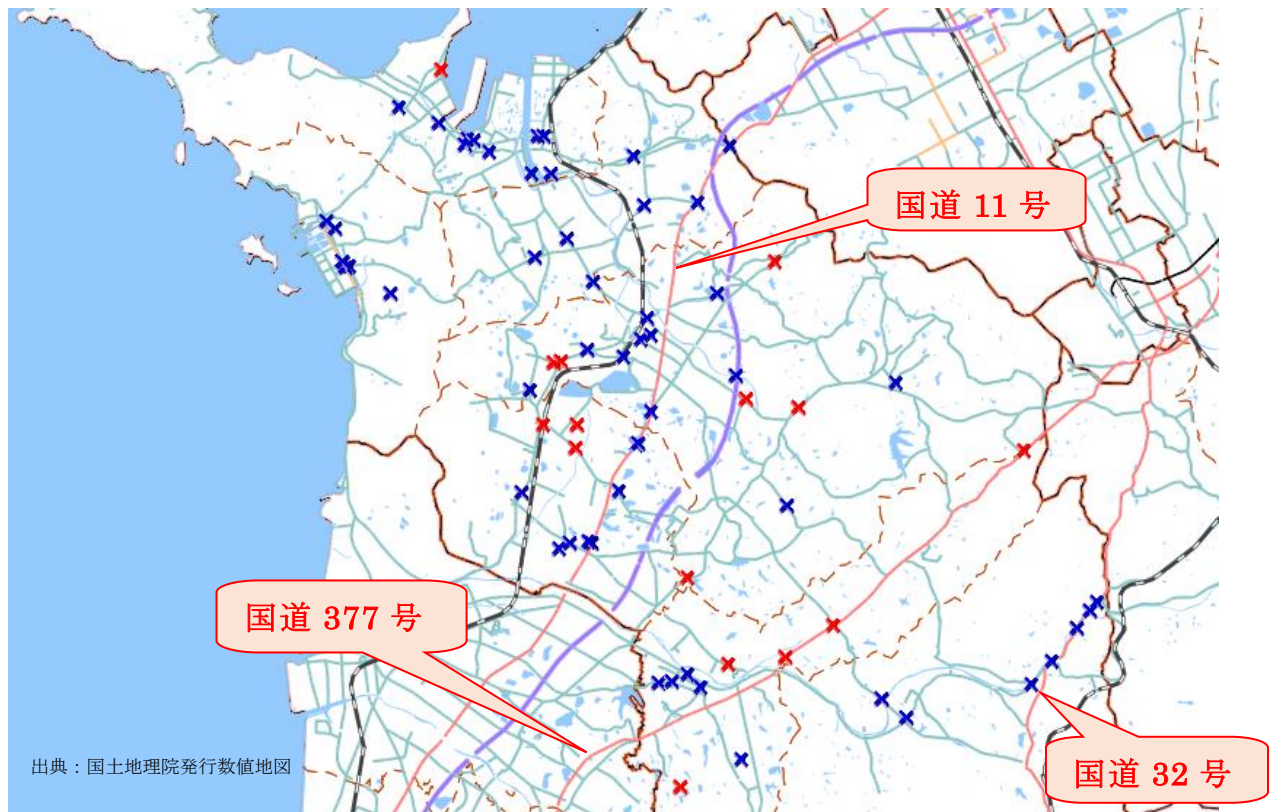
速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に通学路対策を含めた速度取締り活動を推進します。

重点路線	重点時間帯	区 間	規制速度
国道 11 号	6:00～20:00	三野町～豊中町	50 キロ (一部 40 キロ)
国道 32 号	6:00～20:00	財田町～県境	50 キロ (一部 40 キロ)
国道 377 号	6:00～20:00	高瀬町～山本町	50 キロ
主要地方道 観音寺池田線	6:00～20:00	財田町～山本町	50 キロ (一部 40 キロ)
主要地方道 丸亀詫間豊浜線	6:00～20:00	三野町～詫間町～仁尾町	法定 60 キロ (一部 40 キロ)
主要地方道詫間琴平線	6:00～23:00	詫間町～三野町～高瀬町	50 キロ
県道岡本高瀬線	6:00～20:00	高瀬町～豊中町	50 キロ (一部 40 キロ)
県道神田高瀬線	6:00～20:00	高瀬町～山本町	法定 60 キロ (一部 40 キロ)
※三豊市道	6:00～20:00	詫間町詫間 3460 番地 1 ～詫間町詫間 739 番地	30 キロ (可搬式オービス 取締重点路線)
※県道大見吉津仁尾線	6:00～20:00	三野町下高瀬 1937 番地 1 ～三野町吉津 608 番地	30 キロ (可搬式オービス 取締重点路線)

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがあります。

三豊警察署管内

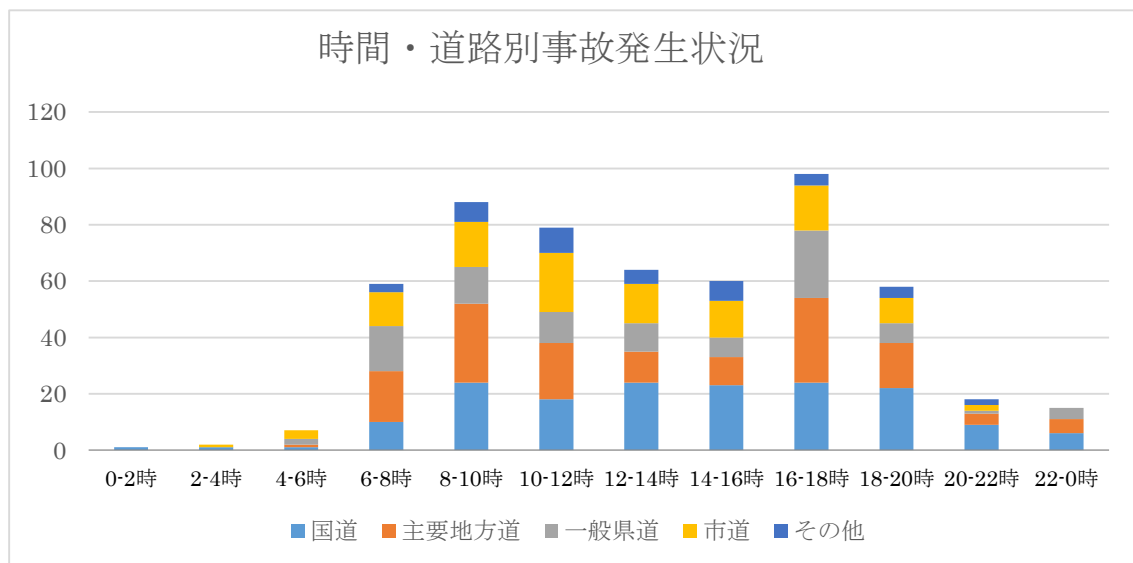


国土地理院の電子地図を加工して作成

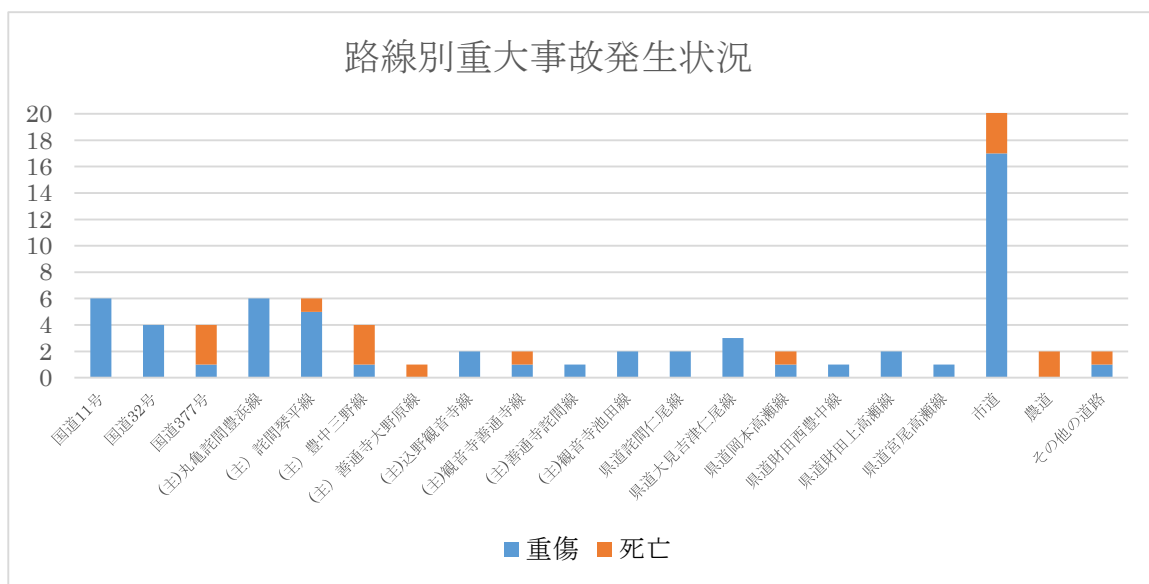
過去 5 年間 (R2～R6) × 死亡事故発生場所 × 重傷事故発生場所

三豊警察署管内における交通事故実態

● 時間・道路別の交通事故発生状況（令和2年～令和6年の人身事故）



● 路線別の重大事故発生状況（令和2年～令和6年の重大事故）



- 管内では、6時から20時までの時間帯に人身事故が多発しています。特に8時から10時までの通勤通学時間帯と、16時から18時までの薄暮時間帯に多発しています。
- 人身事故の路線別割合は、国道11号等の国道が29.6%、主要地方道等の県道が43.3%であり、市道が19.4%と、幹線道路での人身事故が多発しています。
- 死亡・重傷事故（以下重大事故という）は、73件《死亡17件(18名)、重傷56件(58名)》発生しています。
- 重大事故が発生した路線は多い順に、市道21件、国道11号及び主要地方道丸亀詫間豊浜線6件、主要地方道詫間琴平線5件となっていますが、交通死亡事故が発生した路線の多い順は、市道4件、国道377号及び主要地方道豊中三野線3件、農道2件となっています。
- 過去5年間に発生した重大事故73件のうち、車両相互が46件で、車両単独が20件となっていますが、交通死亡事故だけで見ると17件の内10件が車両単独で、全体の58.8%を占めています。

令和 7 年交通取締り指針

令和 6 年中の交通取締りの効果

- パトカーや覆面パトカーにより、機動力を活かした交差点での取締りを重点的に行うとともに、住民要望への迅速な対応を心掛け、交通上危険な箇所での交通指導や、悪質ドライバーの早期排除に努めました。また、幹線道路や通学路を中心に速度取締りを行いました。人身事故発生件数は前年比+31 件、死者数は同+1 人、負傷者数は同+36 人と、全て前年よりも増加という厳しい結果となりました。
- 悪質交通違反として、飲酒運転を 5 件(前年比-7 件)、無免許運転を 3 件(前年比-22 件)検挙しました。(交通事故認知を含みます)

交通取締りの要望

- JR 高瀬駅周辺や県道大見吉津仁尾線、県道岡本高瀬線において、通学路を中心に速度取締りの要望があります。
- JR 高瀬駅周辺や県道本山停車場線において、自転車に対する取締りの要望があります。
- 国道 11 号や国道 32 号道の駅たからだの里さいた付近における暴走族車両に対する取締りの要望があります。

交通取締りの重点

- 交通事故増加傾向に歯止めをかけるべく、各種取組を強力に推進します。
- 交差点、交差点付近における交通事故防止のため、交差点関連違反（横断歩行者妨害・一時不停止・信号無視等）の取締りを強化します。
- 児童の交通事故防止のため、通学路における指定場所一時不停止や信号無視などの交差点の取締りや速度取締りを強化します。
- 定置式速度取締りの実施が困難な路線（主要地方道丸亀詫間豊浜線(県道 21 号)、国道 11 号・国道 377 号)では、交通取締り用パトカーや覆面パトカーを最大限活用して取締りを行うとともに、レッド走行・レッド駐留により積極的に姿を見せることで、運転者に緊張感を持たせる取締り活動を実施します。

可搬式速度違反自動取締り装置による速度取締りの運用

通学路や生活道路での事故防止を図るため、重点路線を中心に可搬式速度違反自動取締装置（可搬式オービス）による速度取締りを、警察本部と合同で運用しています。実施場所については、交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を参考にして、必要とされている場所に直ちに対応出来るよう、常に見直しを行いながら、交通事故抑止効果のある取締りを実施します。